解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年四月三十日釧路市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月五日

北海道釧路市鳥取大通四丁目七番三号

釧路市昭和土地区画整理組合

代表清算人　冨樫　悦郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年三月十日開催の理事会及び評議員会の決議並びに平成二十六年三月三十一日愛媛県知事の認可により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月五日

愛媛県新居浜市泉宮町四番三九号

学校法人梅香幼稚園

清算人　坂田　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県矢板市扇町二丁目一二七九番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目三八番地一三　被相続人　亡　渡邊セイコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月五日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一一番二号松栄浦和ビル四階　新埼玉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大谷部雅典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区湯島三丁目一〇四番地、最後の住所東京都文京区向丘二丁目二番六―三二七号　被相続人　亡　杉山千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月五日

東京都中央区銀座三―九―一九吉澤ビル八階東京21法律事務所

相続財産管理人　弁護士　広津　佳子

（登録姓　橘髙）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区榎町二丁目七三番地二、最後の住所横浜市南区堀ノ内町二丁目一四七番地の三　高峯荘二Fは号　被相続人　亡　大友　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月五日

横浜市中区不老町一―一―五横浜東芝ビル六階

相続財産管理人　弁護士　三橋　潔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市御幸一丁目五〇七番地、最後の住所福井市木田二丁目二〇〇四番地グリーンサイドヒルズB　被相続人　亡　天谷佐智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月五日

福井県吉田郡永平寺町けやき台二四五番地三

相続財産管理人　水谷　善信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県高山市大新町四丁目一六番地六〇、最後の住所岐阜県高山市中山町一三九番地　被相続人　亡　田川　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月五日

岐阜県高山市片原町一五番地

相続財産管理人　弁護士　打保　敏典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県氷見市日詰七一九番地、最後の住所大阪府貝塚市橋本一〇〇〇番地　被相続人　亡　岡田達二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月五日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階

相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県築上郡上毛町大字東下一四五五番地、最後の住所福岡県築上郡上毛町大字東下一四五五番地　被相続人　亡　久留島冨代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月五日

事務所福岡県豊前市大字今市一四四番地一一

相続財産管理人　司法書士　髙瀬　忠通

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県五島市福江町無番地、最後の住所長崎県長崎市滑石四丁目一番二―五〇三号　被相続人　亡　松島登美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月五日

長崎市賑町五番二一号パークサイドトラヤビル三階長崎清和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡田雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平九九番地、最後の住所沖縄県宜野湾市字愛知三八三番地一　被相続人　亡　神谷　トヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月五日

沖縄県名護市宮里三丁目六番一六号　ラ・カサ屋嘉一〇二

相続財産管理人　中空　潤也

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために、無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年六月五日

一　墳墓等所在地　東京都世田谷区世田谷一丁目三八番二〇号

一　墳墓等の名称　浄光寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　鈴木ミタ子、鈴木　こと、鈴木美津子、鈴木　尚治、鈴木　優子、野村　一郎、松岡　キミ、松岡勝太郎、松岡　熊蔵、本籍及び氏名不詳墓石　七基

一　改葬を行おうとする者　東京都世田谷区世田谷一丁目三八番二〇号　浄光寺　代表役員　田中　秀孝

第31期決算公告

平成26年6月5日　埼玉県本庄市小島南2丁目6番45号

富士化工株式会社

代表取締役　井上　雅偉

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	194	流動負債	235
固定資産	147	（賞与引当金）	(6)
		固定負債	91
		（退職給付引当金）	(5)
		株主資本	12
		資本金	60
		利益剰余金	△47
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	△50
		（うち当期純損失）	(18)
		評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	2
資産合計	342	負債・純資産合計	342